

す き でん ぬきほ ぎ
京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟



いよいよ大阪高裁判決
4月25日(金) 午後2時～
202号法廷
裁判所に来てな!

第1回口頭弁論までに、3回にわたって弁論準備手続きが行われましたが、被控訴人京都府は「争う」と言うだけで、私たちの主張の全てに対して根拠を示しての反論も出さず、また、求釈明に対してもまともに応答しませんでした。私たちは、あらためて争点整理をして、弁論を開くように申し入れましたが裁判所は受け付けず、1月29日にたった1回の弁論で結審としました。さらに、審理中であるはずの2月14日に裁判長が異動しており、とても丁寧な裁判指揮とは思えない状況の中、判決が言い渡されます。判決にご注目ください。

傍聴支援をお願いいたします。

終了後、報告集会を開催します（弁護士会館(予定)）。

その支出、ちょっと待ったあ～!

(京都・主基田拔き穂の儀違憲訴訟とは)

天皇の宗教は、天照大神の神勅に基づいて日本の統治を行う権限が天皇家の代々に承継されることを正当化する宗教です。

令和の代替わりでも大嘗祭が行われましたが、ここに国家が関われば、国家の「公」が損なわれ、我々社会の諸個人の信教の自由も損なわれます。京都は大嘗祭で使用する「米」をつくる主基田に選定され、京都府西脇隆俊知事も公費を使って一連の儀式に参加しました。

この訴訟はその違法な公金支出を問う住民訴訟です。



「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団」

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1-3-11 シティコープ上町402 TEL 06-7777-4935

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

検索する場合は「靖国合祀イヤです訴訟」→「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟」